

## 【物品競争入札参加資格審査申請書の提出要領 更新申請】

五島市物品競争入札参加資格登録の更新手続きについては、物品競争入札参加資格更新申請書及び必要な添付書類を提出してください。

資格登録期間は2年6か月間（令和4年10月1日から令和7年3月31日まで）ですが、更新期間中に更新を行わない場合、登録資格は有効ですが、入札保証金は免除されません。

また、今回の申請から登録希望品目に新しく「草刈機・乗用草刈機」、「草払い業務」、「電気保安管理業務」、「森林調査業務」の4つを追加しましたので、登録希望品目一覧表にてご確認ください。

なお、登録希望品目の追加等については、令和5年10月1日以降の入札執行通知分からの適用となります。

### 1 提出書類

#### (1)物品競争入札参加資格更新申請書

- ①申請年月日は、申請書の提出日を記入してください。※郵送の場合、郵送日を記入。
- ②申請人の欄には、法人の場合は本社名、個人の場合は経営者名を記入ください。  
申請人の出先の欄は、委任しようとする場合のみ支店、営業所等を記入ください。

#### (2)入札保証金免除申請書

- ①五島市以外との契約があった旨を記載する場合は、その実績に係る証明書又は契約書の（写し）を添付してください。契約書（写し）を添付する際は、契約金額、相手先、契約期間、契約締結日が分かるようにコピーしてください。
- ②提出がない場合は、入札の際「入札保証金」が必要です。
- ③入札見積金額（税込）の5/100以上の額を、入札会場にて納付いただきます。
- ④令和3年10月1日以降の契約が対象です。

#### (3)支店等常駐職員一覧表【※五島市の支店・営業所のみ該当】

- ①添付書類として、指定常駐勤務を証明できる書類（健康保険被保険者証（※社会保険に限る。）の裏表の写し又は雇用保険資格取得等確認通知書等）の提出をお願いします。
- ②提出できない場合は、雇用契約書など雇用が確認できる書類をお願いします。  
**※市内支店等とは、所在地が市内にある支店等で登録し、下記条件を満たす者。**
  - （1）五島市に法人税を納税し、かつ五島市に税の滞納のない者。
  - （2）事務所に営業活動を行い得る常駐職員（責任者において営業活動を行う場合にあっては責任者とする。）が配置され、かつ、責任者が常駐していなければならない。（常駐とは、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。）

#### (4)暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿

- ①「誓約書」「役員等名簿」を提出ください。
- ②役員等名簿に記載する者は、法人の場合は代表者を含む役員全員（登記簿に載っている者で外部監査役等も含む）とし、個人の場合は代表者を対象者とします。  
また、支店、出張所、営業所等に権限を委任する場合は委任先の代表者も記載してください。
- ③住所は地番まで記入してください。
- ④「役員等名簿」の未提出が多くありますので、必ず提出ください。

## (5)各納税証明書について

	法 人	個 人
① 消費税及び地方消費税について 未納のない証明 【※税務署で発行】	○	○
② 五島市税の未納がないことの証明書(滞納のない証明書)	五島市に本店、支店等がある場合に提出	

(補足)②五島市税の未納がないことの証明書(滞納のない証明)(写し可)とは

【法人の場合】

市内本店 : 市税の滞納のない証明書

市内支店等 : 市税の滞納のない証明書及び五島市の法人税納税証明書

【個人の場合】 : 市税の滞納のない証明書

※五島市内に本社または委任先の支店等がある場合のみ。

※五島市税務課発行。

(補足)証明書類は、提出日前3か月以内に発行のものに限ります。

## (6)変更届(登録業種)

登録希望品目一覧表の中で、取扱品目を変更する場合は、変更届(登録業種)を提出ください。また、許可証等が必要な業種の場合は、その許可証(写し)も添付してください。

## (7)電気保安管理業務の許可証

今年度より、電気保安管理業務を登録する際に、電気主任技術者免状の写しの提出が必要になりましたので、現在、電気保安管理業務の登録をされている方も、電気主任技術者免状の写しの提出をお願いします。

## 2 受付期間等

(1) 期間 令和5年8月1日～同年8月31日(ただし、閉庁日は除く。)

(2) 時間 午前8時30分～午後5時15分(正午から午後1時を除く。)

※毎週火曜日の午前中は、持参での提出は受けません。

## 3 提出方法

原則郵送(令和5年8月31日の消印有効)、持参又は電子申請でも可。

※書類に不備がある場合、受付期間後の受付はできません。

## 4 提出場所及び問い合わせ先

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号

五島市総務企画部 財政課 契約管財班 (☎0959-72-6173)

電子申請 : 五島市まるごと>トップページ>事業者向け情報>入札・契約情報・登録業者>競争入札参加資格審査申請>物品(五島市競争入札参加資格審査申請)>提出先

## 5 提出の際のお願い

- 申請書類等の左端2か所をホチキス止めにして提出してください。  
※申請書一式の後ろに「添付書類」です。
- 申請書、証明書（写し）などは、**両面印刷**を活用してください。
- 物品競争入札参加資格審査申請書の作成にあたっては間違いのないように注意し、申請書の各項目は該当のない場合を除きすべて記入ください。  
※特に申請年月日、委任状の委任期間、電話番号等は漏れなく記入ください。
- 受付確認が必要な方は、あて先を明記した返信用封筒（切手貼付）またはハガキを添付してください。

## 6 注意事項

- 法人格を有する業者の入札指名等について、全部事項証明書と登録希望品目に明らかな隔たりがある場合は、原則選定業者としません。ただし、指名業者が少ないような場合は、選定業者として指名します。
- 該当する品目に登録業者が多く、入札頻度の高い入札に関しては、受注機会の均等化・拡大の点から複数に分けて業者選定し、入札を執り行います。
- 申請書等の内容（代表者・受任者、住所、電話番号など）に変更があった場合は、些細な事項にかかわらず、必ず変更届を提出ください。